

「三重県耐震改修促進計画」の一部改定案に対する意見募集の結果について

- 1 意見募集期間 平成27年10月26日（月）から11月25日（水）
- 2 お寄せいただいたご意見等 4件
お寄せいただいたご意見とそれに対する県の考え方について、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。
今回ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
建築物だけでなく、鉄道の沿線のがけなどが崩れた場合、当該線路を土砂がふさぎ三重県への人を含め緊急物資の輸送が不可能になることから、これらへの対策も至急必要ではないか。	緊急輸送道路等の道路だけでなく、鉄道沿道のがけ崩れ対策も重要と考えますが、耐震改修促進法では、建築物の敷地が接する道路について、主に避難路の確保を目的として、耐震改修促進計画に位置付け、これらの沿道建築物の耐震診断を義務付けることができるものとしています。
第1次緊急輸送道路が耐震診断を義務付ける路線として指定される予定だが、県民の生命を守るためには、第2次、第3次緊急輸送道路を第一に確保していく必要があるのではないか。	第1次緊急輸送道路は、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられたものであり、地震時に特に重要な拠点となる施設を、広域的に結ぶ道路であることから、県としてはまず、これらの道路が特に優先的に沿道の耐震化に取り組む必要があるものとして、今回改正を行う三重県耐震改修促進計画において耐震診断を義務付ける路線として位置付けることとしています。
昭和56年の建築基準法改正（新耐震基準）後も同法の耐震関係規定は改正されており、昭和56年6月以降に建てられた木造住宅についても耐震性に疑問があるとの報道等があることから、これらに対する耐震対策も必要ではないか。	昭和56年の新耐震基準以降に建築された木造住宅における耐震対策については、今年度中に全部改定を行う三重県耐震改修促進計画において検討しています。
県民の生命を守るために、耐震化を促進する施策として、防災に関する税のような施策が必要ではないか。	住宅・建築物の耐震化については、国の交付金等を活用しながら進めています。